



25予危第440号
平成25年12月11日

一般社団法人
東京建設業協会
会長 近藤 晴貞 様

東京消防庁
予防部長 荒井 伸 幸



震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策等について（依頼）

平素より火災予防につきまして特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多数の危険物施設が大きな被害を受けたことや交通手段が寸断されたこと等により、被災地においてガソリン、軽油、灯油等の燃料が不足しました。このため、危険物施設では、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いて給油する等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に危険物を貯蔵し、又は取り扱う必要が生じ、これに対応するための危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認が数多く行われたことから、震災時等における安全の確保が課題となりました。

このことから、先般、総務省消防庁より「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防庁危険物保安室長通知）」が発出され、当庁におきましても、これらの内容を踏まえ、安全対策等を講じていくこととしました。

つきましては、貴協会の会員に対し、別記の概要について周知し、必要に応じて実施計画を策定していただきますよう、ご協力お願いいたします。

お問合せ先

〒100-8119 千代田区大手町 1-3-5
東京消防庁 予防部
電話 03-3212-2111（代）
危険物課保安規制係 佐藤 柳
内線 4842 4829

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について

指定数量以上の危険物（ガソリン：200L以上、灯油及び軽油：1,000L以上、重油：2000L以上）の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められています。ただし、短期間の貯蔵・取扱いについては、この例外として、同条第1項ただし書きにおいて、所轄消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされています。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続については、次に掲げる事項に留意してください。

1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討するとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて、講じるべき安全対策をあわせて検討し、具体的に計画しておいてください。

(1) 共通対策

- ア 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）
- イ 保有空地の確保
- ウ 標識等の設置
- エ 流出防止対策（吸着マット等）
- オ 火気使用の制限
- カ 静電気対策（アース、静電安全靴等）
- キ 消火設備の設置
- ク 取扱場所の管理（侵入防止、施錠）
- ケ 危険物取扱者の立会い等
- コ 二次災害の発生防止
- サ 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(2) 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

前(1)に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講じるべき対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりです。

なお、別表に掲げる仮貯蔵・仮取扱いの形態の区分に応じた仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）を別紙1から6のとおり作成しましたので、参考にしてください。

- ア ドラム缶等による燃料等の貯蔵／ドラム缶等から運搬容器への燃料等の小分け／ドラム缶等からの車両等への燃料の給油の例（別紙1）
- イ ドラム缶等による燃料等の貯蔵／ドラム缶等から運搬容器への燃料等の小分け／ドラム缶等からのタンクへの燃料等の注油の例（別紙2）
- ウ 移動タンク貯蔵所等による燃料等の貯蔵／移動タンク貯蔵所等に係るガソリン以外の燃料の給油、注油／ドラム缶等による燃料等の貯蔵の例（別紙3）
- エ 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り／ドラム缶等による燃料等の貯蔵の例（別紙4）
- オ 地下貯蔵タンクからの燃料等の抜取り／ドラム缶等による燃料等の貯蔵の例（別紙

5)

カ 屋外貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクへの燃料等の移送／屋外貯蔵タンクからの燃料等の抜取り／ドラム缶等による燃料等の貯蔵の例（別紙6）

2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続に関する留意事項

震災時等においては、交通手段や通信手段が十分に確保できないことに加え、管轄消防署の対応が困難となるなど、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続が遅れる可能性があることから、申請手続を円滑に実施するため、次のとおりとします。

(1) 事前の手続

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書により、管轄消防署と事前に協議し、合意しておいてください。

なお、仮貯蔵・仮取扱い実施計画書には、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行おうとする場所の位置、構造又は設備の内容に関する図面等を添付してください。

(2) 発災後の手続

ア 申請

実施計画書に基づき危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う必要が生じた場合は、申請者（仮貯蔵・仮取扱いを行おうとする者）は、管轄消防署へ申請してください。

なお、災害による被害の状況等から、管轄消防署へ危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を直接行ういとまがない場合や交通手段の確保が困難である場合については、電話等（電話またはファックス等）の通信手段により管轄消防署へ申請してください。

ただし、電話等による申請は、当庁において必要と認めるときから可能となりますので、ご注意ください。

なお、承認後は、消防職員による現地確認を行います。

イ 繰り返し承認

1回の承認の期間は法令上、10日以内ですが、同一場所での震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請は3回までとします。

3 危険物施設等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

危険物施設及び少量危険物施設（以下「危険物施設等」という。）において、震災時等に設備等の故障に備えてあらかじめ準備された代替機器を使用する計画がある場合、又は停電に備えて非常用電源及び手動機器を活用する計画がある場合等には、前2によらず、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いとします。

震災時等に想定される危険物施設等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いは、次のとおりです。

想 定	
1	給油取扱所、地下タンク貯蔵所等 停電時の臨時的な貯蔵・取扱い
2	給油取扱所、地下タンク貯蔵所等 設備等の故障時の臨時的な貯蔵・取扱い
3	一般取扱所、少量危険物施設 設備等の故障時の臨時的な貯蔵・取扱い
4	屋外タンク貯蔵所等 設備等の故障時の臨時的な貯蔵・取扱い

なお、震災時等に許可・届出以外の危険物を貯蔵等する場合や利用方法が全く異なる設備等を利用等する場合は、変更許可申請等が必要になりますのでご注意ください。

(1) 事前の対応

管轄消防署に対して、次の書類を申請等してください。

ア 危険物施設の場合

(7) 資料提出書（確認を要する軽微な変更工事）

変更の概要欄には、震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに係る許可内容を記載してください。

なお、資料提出書には、震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いを行おうとする場所の位置、構造又は設備の内容に関する図面等及び代替手段として用いる設備等に関する資料を添付してください。

(イ) 予防規程制定変更認可申請書（予防規程を定めなければならない場合に限る。）

予防規程制定変更認可申請書には、発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等に関する資料、定期的な従業員に対する当該対応の教育及び訓練等の実施者、実施時期、方法、内容等に関する資料を添付してください。

なお、給油取扱所における予防規程の追加事項の例として、別紙7（設備等の故障時におけるあらかじめ準備された代替機器の使用の例）及び別紙8（停電時における非常用電源や手動機器の活用の例）を作成しましたので、参考にしてください。

イ 少量危険物施設の場合

少量危険物貯蔵取扱所設置変更届出書

貯蔵・取扱いの概要欄には、震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに係る届出内容を記載してください。

なお、少量危険物貯蔵取扱所設置変更届出書には、前ア、(7)と同様の資料を添付してください。

(2) 発災後の対応

発災後、事業者が前(1)によりあらかじめ取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、二次災害を防止する観点から、以下の項目に従って対応してください。

ア 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めてください。

イ 施設の応急点検

施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが行える状況であるか否かを判断してください。

ウ 異常時の対応

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵・取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、119番通報してください。

エ 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの必要がなくなった場合は、速やかに危険物の当該貯蔵・取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵・取扱いに移行してください。

4 その他

- (1) 震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項は、別紙9のとおりです。
- (2) 申請書類等や申請方法等については、当庁ホームページに掲載していますのでご参照

ください。また、申請方法等の詳細については、事業所を管轄する消防署へお問い合わせください。

別表

震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態及び具体例

		想定される形態	具体例
貯蔵	1	運搬容器等による燃料等の貯蔵	運搬容器（ドラム缶、金属製携行缶、灯油用携行缶等）、タンクコンテナ、仮設タンク等（以下「運搬容器等」という。）による燃料の貯蔵
	2	移動タンク貯蔵所等による燃料等の貯蔵	移動タンク貯蔵所、ミニローリー（以下「移動タンク貯蔵所等」という。）における常置場所以外の場所による燃料の貯蔵
取扱い	1	運搬容器等から運搬容器への燃料等の小分け	運搬容器等からドラム缶、金属製携行缶等への燃料の注油（詰め替え又は小分け）
	2	運搬容器等から車両等への燃料の給油	運搬容器等から車両、重機、船舶、航空機等への燃料の給油
	3	運搬容器等からタンクへの燃料等の注油	1 ドラム缶から地下貯蔵タンク等への燃料の注油 2 ドラム缶からサービスタンク、内蔵タンク等への発電機用燃料の注油 3 係留中のパージ船から移動タンク貯蔵所等への燃料の注油（荷積み）
	4	移動タンク貯蔵所等に係るガソリン以外の燃料の給油・注油	1 移動タンク貯蔵所等から車両、重機、船舶、航空機等へのガソリン以外の燃料等の給油 2 移動タンク貯蔵所等からドラム缶、パージ船等へのガソリン以外の燃料の注油（詰め替え又は小分け） 3 運搬容器等、仮設充填設備、パージ船等から移動貯蔵タンクへの燃料の注油（荷積み） 4 取扱いの基準以外の方法による移動タンク貯蔵所等からタンクへの燃料等の注油（荷卸し）
	5	危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り	1 変圧器等から可搬式ポンプにより仮設タンクへの絶縁油の注入（抜取り） 2 脱気装置等による絶縁油の取扱い 3 仮設タンク等から可搬式ポンプにより変圧器への絶縁油の注油
	6	地下貯蔵タンクからの燃料等の抜取り	被災した地下貯蔵タンクから移動貯蔵タンク、ドラム缶への燃料の注油（抜取り）
	7	屋外貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクへの燃料等の移送	1 被災した屋外貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクへの燃料の移送 2 配管、継手、ポンプ設備、弁等の破損等に伴う配管のバイパス化や同等品との交換等 3 屋外貯蔵タンクの受払い、配管内危険物の充填、移送取扱所内危険物の循環等
	8	屋外貯蔵タンクからの燃料等の抜取り	被災した屋外貯蔵タンク、サービスタンク等から移動貯蔵タンク、ドラム缶への燃料の注油（抜取り）

- ドラム缶等による燃料等の貯蔵（貯蔵 1）
- ドラム缶等から運搬容器への燃料等の小分け（取扱い 1）
- ドラム缶等から車両等への燃料の給油（取扱い 2）

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属製携行缶への詰め替え及び車両への給油を行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇ビル東側駐車場（アスファルト舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 360 m²（15 m × 24 m）

4 詳細レイアウト

別図のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 1 石油類（ガソリン） 3,000 L

6 指定数量の倍数

1.5 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 200 L の金属製容器（ドラム缶）にて貯蔵する。
- (2) 保有空地进行を 6 m 確保する。
- (3) 貯蔵場所と給油場所に 6 m の間隔をとる。
- (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第 5 種消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地进行を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を別表に記録する。

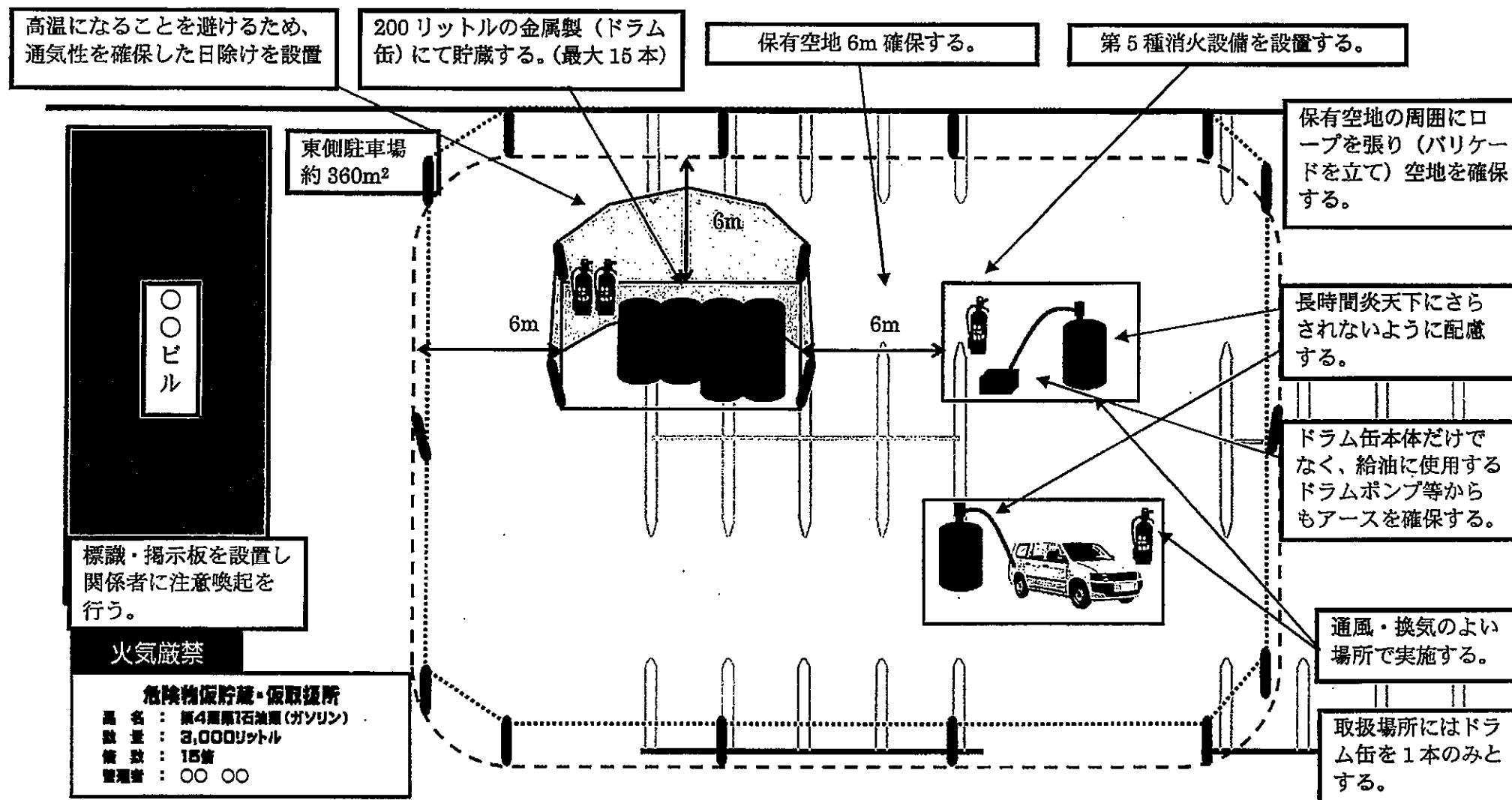
10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

住所		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

別図

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（ドラム缶等による燃料等の貯蔵、ドラム缶等から運搬容器への燃料等の小分け、ドラム缶等から車両等への燃料の給油の安全対策の例）



ドラム缶等による燃料等の貯蔵（貯蔵 1）
ドラム缶等から運搬容器への燃料等の小分け（取扱い 1）
ドラム缶等からタンクへの燃料等の注油（取扱い 3）

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災ビルにおいて長時間にわたり停電した場合に発電機への燃料補給を行うことを目的とし、屋内の危険物施設等での一時的な貯蔵、ドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属製携行缶への詰め替え、金属製携行缶からサービスタンクへの注油を行い、当該ビルの電力を確保するために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇ビル〇〇階発電機室

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 100 m²

4 詳細レイアウト

別図のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 2 石油類（軽油）1 日最大 2, 000 L

6 指定数量の倍数

2 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 200L の金属製容器（ドラム缶）に貯蔵する。
- (2) 貯蔵場所の通風・換気を確保する。
- (3) 詰め替えを行う場所は貯蔵場所から離れた場所に確保する。
- (4) 詰め替えは通風・換気の確保された場所で行う。
- (5) 第 5 種消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体、詰め替えに使用するドラムポンプ及び金属製携行缶のアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (4) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- (1) 転倒防止のため、集積したドラム缶をロープで支持物に固定する。
- (2) 室内の出入り管理及び使用時以外の施錠管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を別表に記録する。

10 その他必要な事項

金属製携行缶による注油は、この場所以外で行わない。

住所		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

別図

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（ドラム缶等による燃料等の貯蔵、ドラム缶等から運搬容器への燃料等の小分け、ドラム缶等からタンクへの燃料等の注油の安全対策の例）

吸着マット、第5種消火設備を設置する。

詰め替えは通風・換気の確保された場所で行う。

ドラム缶本体だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等からもアースを確保する。

詰め替えを行う場所は貯蔵場所から離れた場所に確保する。

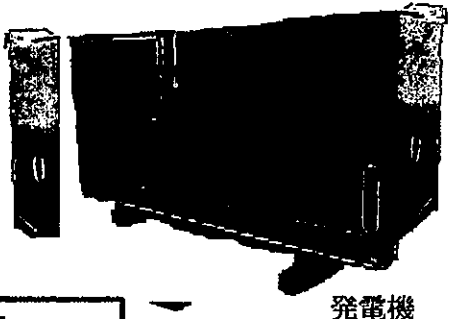
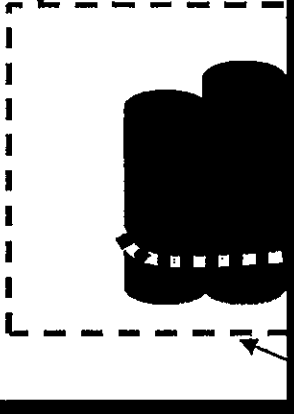
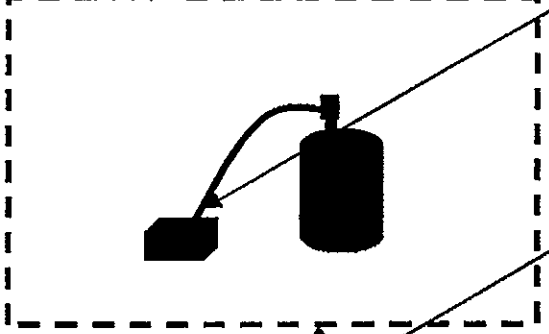
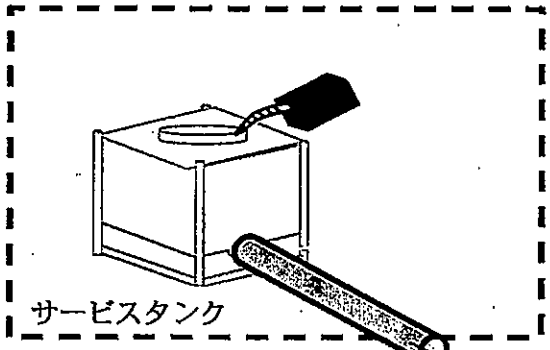
貯蔵場所の通風・換気を確保する。

転倒防止のため、集積したドラム缶をロープ等で支持物に固定する。

200リットルの金属製（ドラム缶）にて貯蔵する。（最大10本）

室内の出入り管理及び使用時以外の施錠管理を徹底する。

〇〇ビル〇〇階発電機室
約100m²



標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。

火気厳禁

危険物仮貯蔵・仮取扱い所
品名：第4類第2石油類（軽油）
数量：2,000リットル
棟数：2棟
管理番号：〇〇〇〇

移動タンク貯蔵所等による燃料等の貯蔵（貯蔵 2）
移動タンク貯蔵所等に係るガソリン以外の燃料の給油、注油（取扱い 4）
ドラム缶等による燃料等の貯蔵（貯蔵 1）

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2, 0 0 0 m²

4 詳細レイアウト

別図のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 2 石油類（軽油） 1 日最大 2 0, 0 0 0 L

6 指定数量の倍数

2 0 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰め替えを行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。
- (2) 保有空地を 6 m 確保する。
- (3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (4) 貯蔵場所と給油場所に 6 m の間隔をとる。
- (5) 第 5 種消火設備 1 0 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (4) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を別表に記録する。

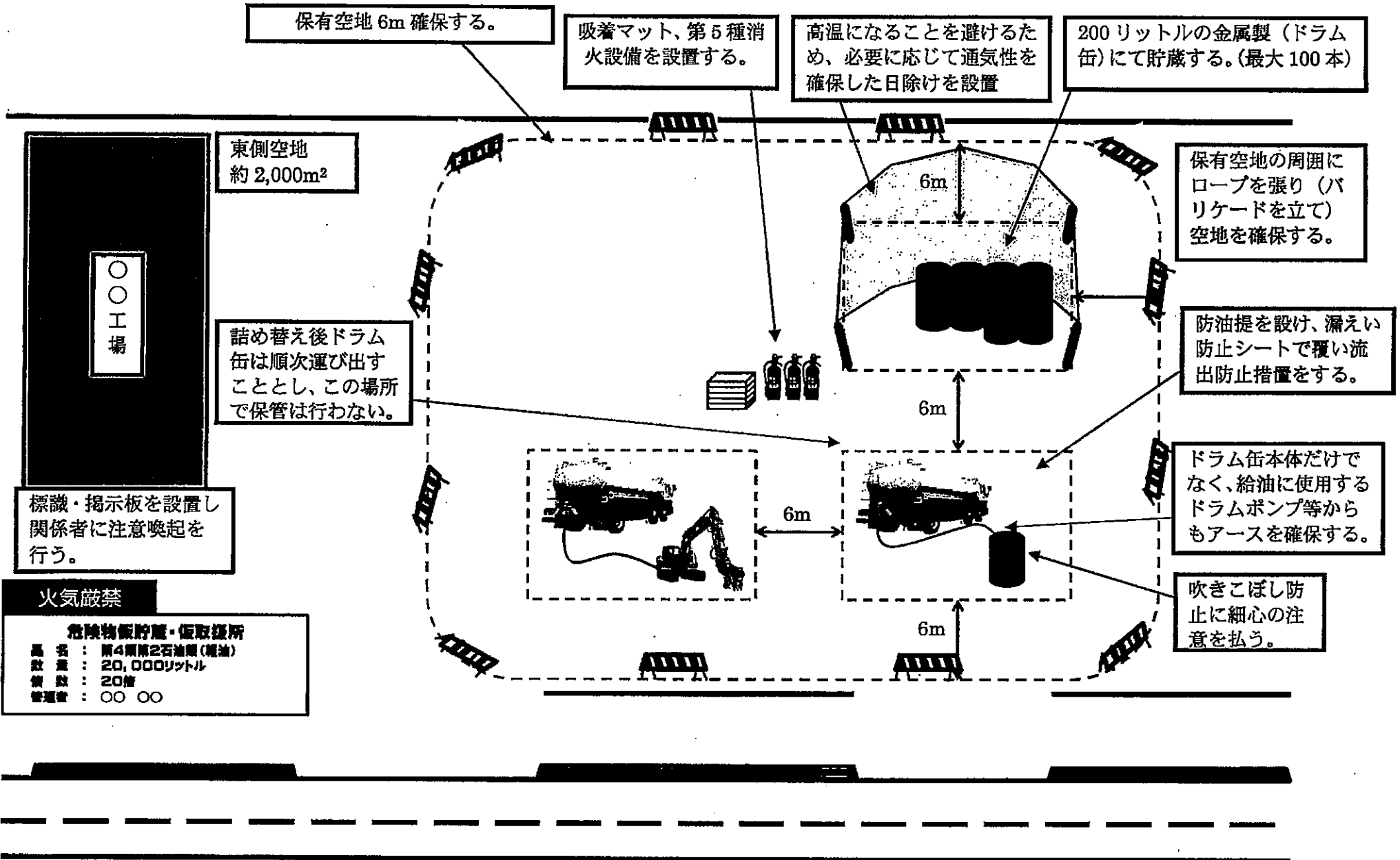
10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別の注油場所で行う。

住所		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

別図

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（移動タンク貯蔵所等による燃料等の貯蔵、移動タンク貯蔵所等に係るガソリン以外の燃料の給油、注油、ドラム缶等による燃料等の貯蔵の安全対策の例）



危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り（取扱い 5）
ドラム缶等による燃料等の貯蔵（貯蔵 1）

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場北側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 120 m² (12 m × 10 m)

4 詳細レイアウト

別図のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 3 石油類（絶縁油）10,000 L

6 指定数量の倍数

5 倍

7 貯蔵及び取扱方法

(1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内に再度注油する。

(2) 保有空地を 3 m 確保する。

(3) 第 5 種消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。

(4) 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

(1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。

(2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。

(3) 1 か所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜取りは行わない。

(4) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

(1) 保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。

(2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

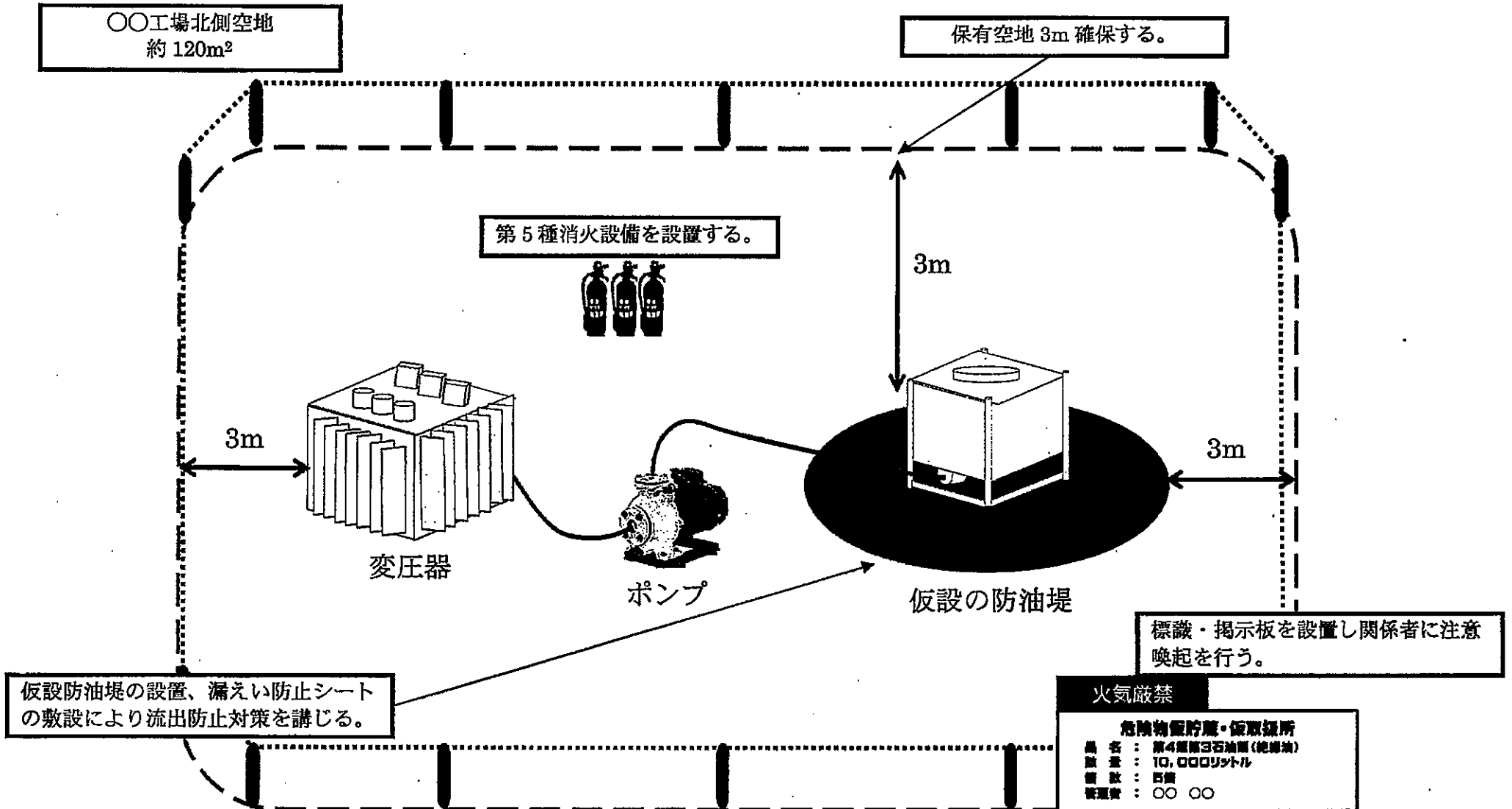
(3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を別表に記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜取り等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。

住所		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

別図
 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り、ドラム缶等による燃料等の貯蔵の安全対策の例）



地下貯蔵タンクからの燃料等の抜取り（取扱い6）
 ドラム缶等による燃料等の貯蔵（貯蔵1）

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により地下貯蔵タンク等が損傷した場合に、危険物の流出を局限化することを目的とし、被災した地下貯蔵タンクから危険物回収業者が所有する防爆用ポンプを用いて、移動タンク貯蔵所及びドラム缶への燃料の注油（抜取り）を行うために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇石油(株)〇〇SS

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約120㎡（15m×8m）

4 詳細レイアウト

別図のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン） 60,000L（30kL×2基）

第4類第2石油類（軽油、灯油）60,000L（30kL×各1基）

第4類第3石油類（廃油） 2,000L（2kL×1基）

6 指定数量の倍数

361倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 危険物回収業者に委託し、18kLローリーにより最大4台で抜き取る。
- (2) 200Lの金属製容器（ドラム缶）にて最大15本を別に貯蔵する。
- (3) ドラム缶の貯蔵場所には、保有空地を6m確保する。
- (4) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (5) 危険物の抜取りには、業者が所有する防爆型ポンプを使用する。
- (6) 第5種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。
- (7) 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) 移動貯蔵タンク、注油に使用する防爆型ポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- (1) 周囲にバリケードを立て、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を別表に記録する。

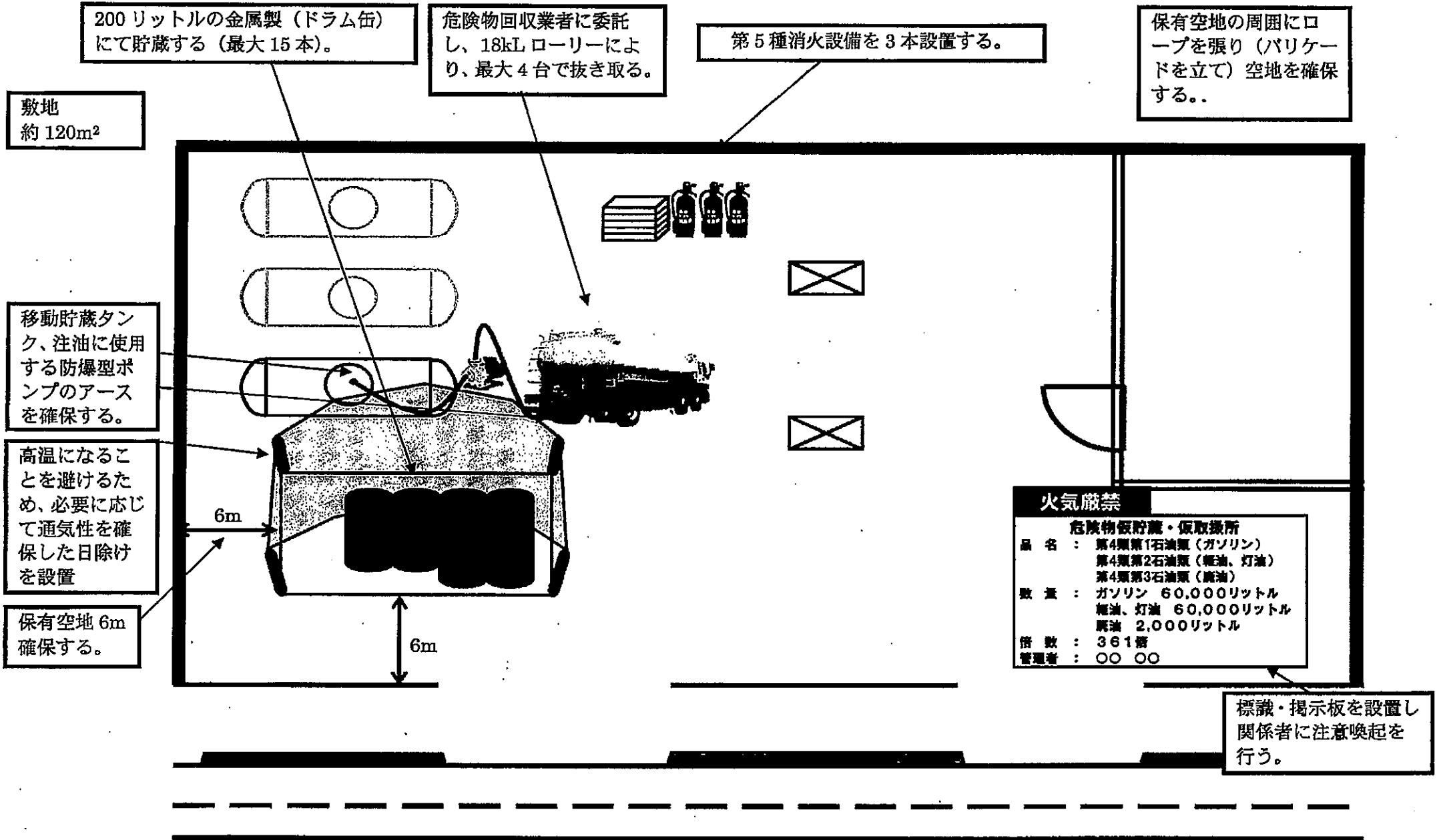
10 その他必要な事項

地下貯蔵タンクから危険物を抜き取り次第、移動タンク貯蔵所は、すぐに移動させる。

住所		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

別図

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（地下貯蔵タンクからの燃料等の抜取り、ドラム缶等による燃料等の貯蔵の安全対策の例）



屋外貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクへの燃料等の移送（取扱い 7）
屋外貯蔵タンクからの燃料等の抜取り（取扱い 8）
ドラム缶等による燃料等の貯蔵（貯蔵 1）

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により屋外貯蔵タンク等が損傷した場合に、危険物の流出を局限化することを目的とし、被災した屋外貯蔵タンクから別の屋外貯蔵タンクへの移送及び危険物回収業者が所有する防爆用ポンプを用いて、移動タンク貯蔵所及びドラム缶への燃料の注油（抜取り）を行うために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

東京都〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇石油備〇〇油槽所

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 900 m² (30 m × 30 m)

4 詳細レイアウト

別図のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 1 石油類（ガソリン） 1,000,000 L (500 kL × 2 基)

第 4 類第 2 石油類（軽油、灯油） 200,000 L (100 kL × 各 1 基)

第 4 類第 3 石油類（重油） 100,000 L

6 指定数量の倍数

5,250 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 切替弁 2 か所を開放し、被災屋外貯蔵タンクから No. 5 予備タンク (500 kL) に燃料を移送する。
- (2) 被災屋外貯蔵タンクの払出配管より下部の燃料については、危険物回収業者に委託し、18 kL ローリーにより最大 4 台で抜き取る。
- (3) 200 L の金属製容器（ドラム缶）にて最大 15 本を別に貯蔵する。
- (4) ドラム缶の貯蔵場所には、保有空地を 6 m 確保する。
- (5) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (6) 危険物の抜取りには、業者が所有する防爆型ポンプを使用する。
- (7) 第 5 種消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (8) 標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。

「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) 移動貯蔵タンク、注油に使用する防爆型ポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- (1) 周囲にバリケードを立て、関係者以外の立入りを禁止する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

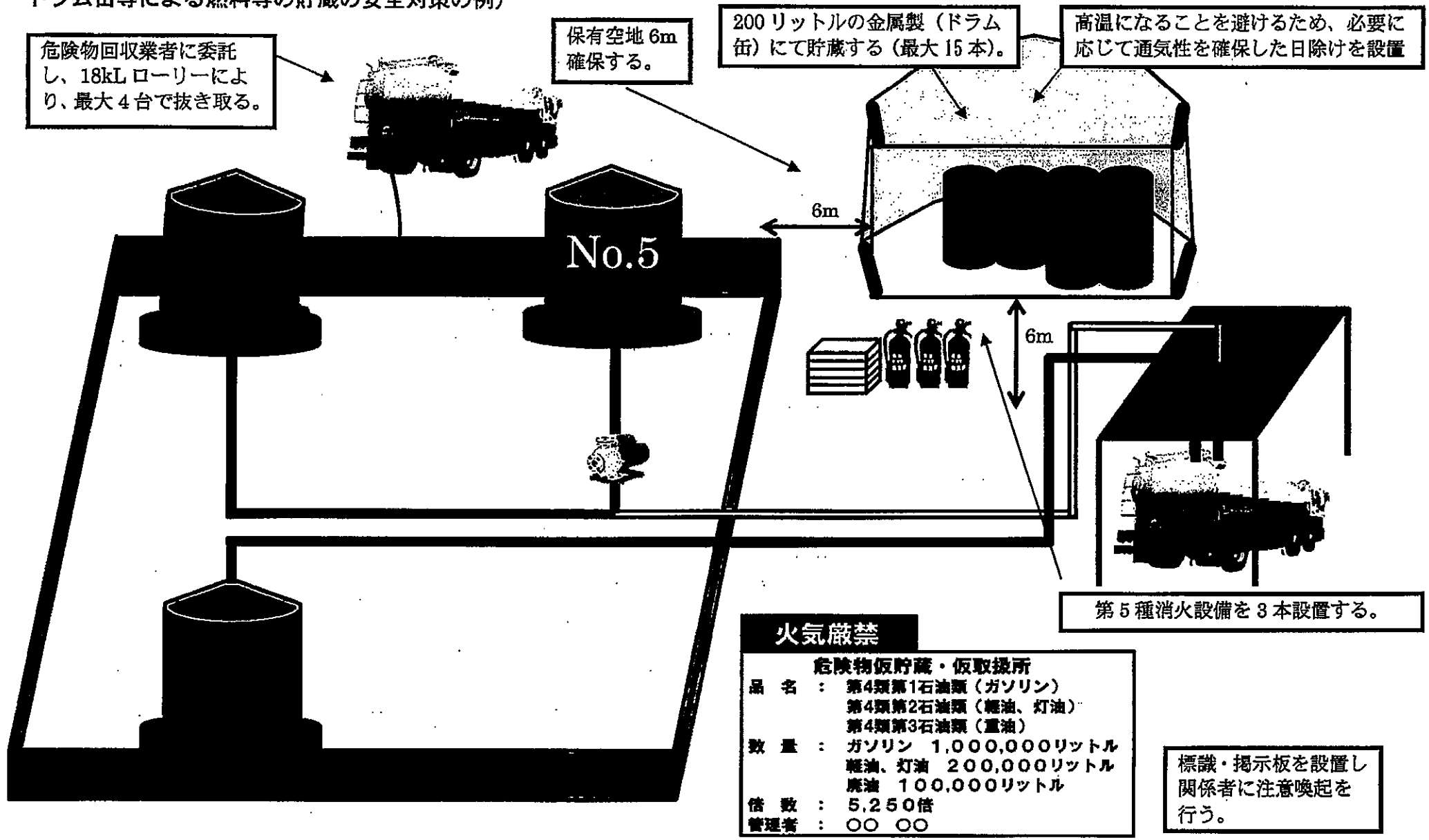
(3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を別表に記録する。

10 その他必要な事項

屋外貯蔵タンクから危険物を抜き取り次第、移動タンク貯蔵所は、すぐに移動させる。

住所		氏名		電話	
----	--	----	--	----	--

別図
 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（屋外貯蔵タンクから屋外貯蔵タンクへの燃料等の移送、屋外貯蔵タンクからの燃料等の抜き取り、ドラム缶等による燃料等の貯蔵の安全対策の例）



危険物回収業者に委託し、18kLローリーにより、最大4台で抜き取る。

保有空地6m確保する。

200リットルの金属製（ドラム缶）にて貯蔵する（最大15本）。

高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを設置

第5種消火設備を3本設置する。

火気厳禁

危険物仮貯蔵・仮取扱所

品名：第4類第1石油類（ガソリン）
 第4類第2石油類（軽油、灯油）
 第4類第3石油類（重油）

数量：ガソリン 1,000,000リットル
 軽油、灯油 200,000リットル
 重油 100,000リットル

倍数：5,250倍

管理者：〇〇 〇〇

標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う。

点検結果記録表

点検項目		点検結果		点検者
		作業前	作業後	
危険物の取扱場所 (可燃性蒸気対策)	危険物の取扱いが屋外で行われている。			
	危険物の取扱いが屋内で行なわれている(可燃性蒸気が滞留しない)。			
保有空地	保有空地が確保されている。			
	周囲に柵、ロープ等が設置されている。			
標識等	標識及び掲示板が設置されている。			
流出防止対策	流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定している。			
	吸着マットの用意や簡易の防油堤が設置されている。			
火気使用	保有空地内で火気を使用していない。			
静電気	危険物容器、ドラムポンプ等のアースが確保されている。			
	不要な金属類は置かれていない。			
	危険物を取り扱う作業者は帯電していない。			
	給油、移替え等の流速は小さく抑えられている。			
消火設備	消火設備が設置されている。			
取扱場所の管理	取扱場所は明示されている。			
危険物取扱者の立会い	危険物取扱者免状保有者自身が取り扱っている。又は、立ち会っている。			
二次災害の防止	余震発生、避難勧告発令時等の対応が定められている。			
資機材等	資機材等が準備されている。			
ドラム缶等による燃料 の貯蔵及び取扱い(第4 類第1石油類)	温度上昇のおそれがある場所で貯蔵や取扱いが行われていない。			
	ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限が行われている。			
	自動車へ給油する場合、過剰給油に留意し、静電気対策を含めた出火防止対策を行っている。			

設備等の故障時におけるあらかじめ準備された代替機器の使用の例

第〇章 緊急用ポンプに係る安全対策等

(緊急用ポンプを使用する事象)

第〇条 震災等において、緊急活動、復旧活動等を行う自動車等に燃料を提供する必要がある場合（又は「〇〇協定に基づく緊急車両等への燃料提供を行う場合」など）で、かつ、震災等により計量機による給油等ができない場合には、緊急用ポンプによる給油作業等を行うことができる。

(緊急用ポンプの使用可否の判断)

第〇条 緊急用ポンプを使用する際には、所長は、別表〇に定める「地震後の点検項目」により把握した給油取扱所の被害及び応急措置の状況を再確認するとともに、別表〇に定める「再開の判断要素」に基づき、緊急用ポンプの使用可否を判断する。

(緊急用ポンプの設定位置等)

第〇条 緊急用ポンプを使用する場合における当該緊急用ポンプの設定可能範囲及び専用タンクの吸入ホースの挿入口は、別図〇に示す範囲内及び計量口（又は「予備ソケット」）とする。

(緊急用ポンプの使用時の安全対策)

第〇条 緊急用ポンプにより給油等を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 給油等を行う油種は、緊急用ポンプごとに定めた油種とし、当該油種以外の油種の給油等を行わない。
- (2) 給油作業等は帯電防止衣等を着用した従業員が行い、危険物取扱者が立ち会う。
- (3) 給油作業等を行う場合に消火器を配備する。
- (4) 緊急用ポンプの接地導線をローリー用接地端子に接続する。
- (5) 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースを緊急用ポンプ本体に確実に緊結する。
- (6) 緊急用ポンプの吸入ホースと専用タンクの計量口との間隙部は、可燃性蒸気が放出しない措置を講ずる。
- (7) 所内の車両誘導を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への衝突防止措置を講ずる。
- (8) 給油等を行う場合は、火花を発する機械器具の有無等周囲の安全確認を行うとともに、自動車等のエンジン停止を確認する。
- (9) 緊急用ポンプを撤収する際は、緊急用ポンプの吸入ホース、ポンプ本体、給油ホース等の残油の抜取りを行うとともに、専用タンクの計量口のふたを閉鎖する。

(緊急用ポンプの維持管理)

第〇条 緊急用ポンプの保管場所は、別図〇に示す位置とともに、所長は、施設管理により盗難防止等に努める。

2 所長は、緊急用ポンプについて、定期的にメンテナンス業者の点検を受けるなど、適正な維持管理に努める。

(緊急用ポンプの操作等に係る教育、訓練)

第〇条 緊急用ポンプの操作等に係る教育、訓練については、次によるものとする。

- (1) 教育については、第〇条に定める保安教育に含めて実施する。

- (2) 訓練については、第〇条に定める訓練のうち、震災訓練に含めて実施する。
- 2 緊急用ポンプの操作訓練、試運転等において、専用タンク内の危険物の給油等を行う場合には、次によるものとする。
- (1) 営業を一時停止するとともに、所内に自動車等が進入しない措置を講ずる。
 - (2) 給油量は、必要最小限かつ指定数量未満とする。

停電時における非常用電源や手動機器の活用の例

第〇章 緊急用発電機等に係る安全対策

(緊急用発電機等を使用する事象)

第〇条 震災等により停電が発生した場合には、緊急用発電機等を使用し固定給油設備等へ電源供給することができる。

(緊急用発電機等を使用可否の判断)

第〇条 緊急用発電機等を使用する際には、所長は、別表〇に定める「地震後の点検項目」により把握した給油取扱所の被害及び応急措置の状況を再確認するとともに、別表〇に定める「再開の判断要素」に基づき、緊急用発電機等の使用及び施設の再稼働を判断する。

(緊急用発電機等の設置位置)

第〇条 緊急用発電機等は別図〇に示す、周囲に危険物、可燃性蒸気及び可燃物等がなく、避難及び車両の通行に支障のない場所に設定する。

(緊急用発電機等の安全対策)

第〇条 緊急用発電機等を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該発電機本体を設置すること。
- (2) 緊急用発電機等に燃料を補給する際は、当該発電機の運転を停止すること。
- (3) 保管場所は〇〇〇とし、定期的に点検を受けるなど、適正に維持管理すること。
- (4) 緊急用発電機等のコードは2本以上のケーブルを延長接続して使用しないこと。

(緊急用発電機等の操作に係る教育訓練)

第〇条 緊急用発電機等の操作に係る教育訓練は、それぞれ第〇条に定める保安教育及び第〇条に定める震災訓練に含めて実施する。

震災時等における被災地でのガソリン等の 運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

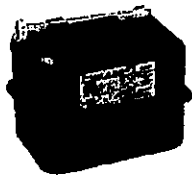
【ガソリン等の火災危険性を踏まえた貯蔵・取扱い時の留意事項】

《ガソリンの特性》

- ・ 引火点は -40°C 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ ガソリン蒸気は空気より約3～4倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 電気の不良導体であるため、流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用いしないでください。
ガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- ・ 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があるほか、移し替えは流動時の静電気の蓄積を防ぐため、ガソリンに適用した配管で行う必要があります。
- ・ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所としてください。
特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- ・ 取扱いの際には、開口前のエア抜き操作等、取扱説明書等に書かれた容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払ってください。
万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。必要に応じて消火器を準備しておきましょう。また、衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで可能であれば大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ・ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

《灯油・軽油の特性》

- ・ 引火点は40℃～45℃程度であり、引火しやすい。
- ・ 灯油や軽油の蒸気は空気より約4～5倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ 灯油や軽油を取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用い
ないでください。
灯油や軽油から発生する可燃性蒸気の量はガソリンより少ないため、ガソリンと
比べれば火災危険性は低いものの灯油や軽油の近くに火気等があれば火災に至る
危険性があることには変わりなく、灯油や軽油を取り扱う場合は、ガソリンと同様
に細心の注意を払う必要があります。
- ・ 常温において、灯油用のポリエチレンタンクや樹脂製の灯油用給油ポンプ
の使用は問題ありませんが、液温が高くなる（40℃以上）環境下で用いる
場合は、灯油や軽油に蓄積された静電気で火災に至る危険性があることに留
意する必要があります。
ガソリンほどではありませんが、灯油や軽油も流動等の際に静電気を発生しやす
い性質があります。また、灯油や軽油も蒸気と空気の混合率が一定範囲内（1.0vol%
～6.0vol%と広範囲）で燃えます。
- ・ 灯油や軽油の容器から灯油や軽油の蒸気が流出しないように、容器は密栓
するとともに、灯油や軽油の貯蔵や取扱いを行う場所は通風、換気を良くし
ましょう。

【自動車のガソリン等を抜き取って使用することは危険です】

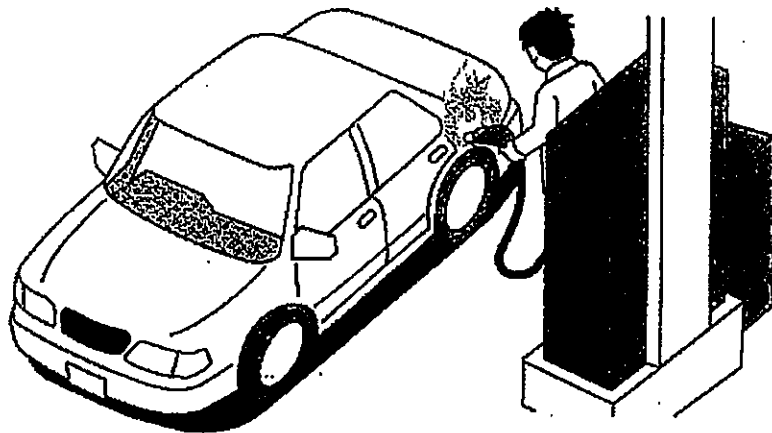
ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、ガソリンスタンドにおいても静電気による火災が発生する事例が発生しています。

上の図は自動車に給油しようとした際に人体に帯電した静電気により火災が発生した事例であり、下の図はオイルチェンジャーを用いて自動車のガソリンを抜いていたところ火災に至った事例です。

被災地において、仮に樹脂製の灯油用給油ポンプを用いて自動車からガソリンを抜き取った場合、ガソリン自身が帯電してしまい、火災に至る危険性はオイルチェンジャー以上に高く、非常に危険です。二次災害を防止する観点からも、控えてください。

事故概要

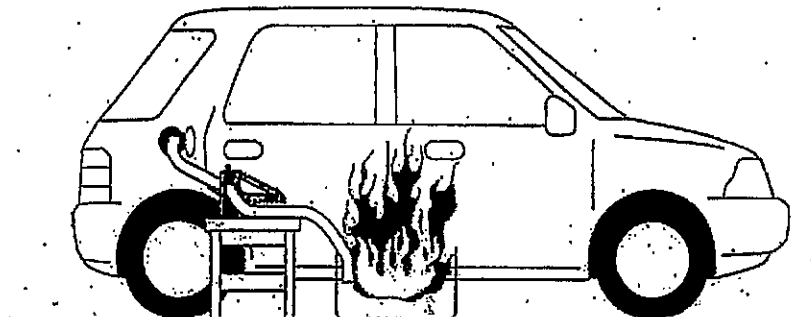
セルフ給油取扱所で顧客が車両にガソリンを給油中に車両の給油口付近から出火したもの。炎が上がり、慌てて給油ノズルを給油口から抜き取ったためこぼれたガソリンと車両ボディー若干を焼損したものの。



事故概要

ハイオク仕様の普通乗用車にレギュラーガソリン53ℓを誤給油してしまった。そこでオイルチェンジャーを使用してレギュラーガソリンを金属製の20ℓ容器に移し替えていたところ、ガソリンに引火した。

なお、粉末消火器を使用して消火作業に従事した従業員1名が左下腿と左手背部に熱傷を負った。



【ガソリン等の燃料を容器で運搬する場合等の留意事項】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生することから、金属製の容器（ガソリン携行缶やドラム缶等）で運搬する必要がありますが、ガソリン等を容器で運搬する場合には消防法令上、危険物取扱者が乗車することまでは求められていません（もちろん、防火上の観点から危険物取扱者が乗車されることは望ましいことではあります）。

また、ガソリン等を車両で運搬する場合、ガソリン等を収納した容器の運搬個数に制限はありません。ただし、乗用車（乗用の車室内に貨物を積むものを含む）によりガソリン等を運搬する場合は、22リットル以下の金属製の容器とする必要があります。

さらに、運搬中に危険物が落下・転倒することがないように積載すること、3メートル以上積み重ねて運ばないこと等の防火上の対策は講じていただく必要があります。

なお、大量のガソリン等（ガソリンの場合は200リットル以上、灯油又は軽油の場合は1,000リットル以上）を運搬する場合は事故時の火災危険性が高いことから、消火器を設置するとともに、周囲に大量の危険物を運搬していることが容易にわかるように「危」と記した標識を掲げる必要があります。

当該車両が大量の危険物を運搬していることを周囲に周知し注意喚起するという制度趣旨を達成するものであれば、簡易な標識でも可能です。

一方、タンクローリーでガソリン等を大量に移送（運搬）する場合、一度事故が発生すると火災に至る危険性が高く、また、火災時には周辺施設も含めて大きな被害が発生する危険性があることから、指定数量以上の危険物を移送するタンクローリーには危険物取扱者が乗車していただく必要があります。

この場合の危険物取扱者とは、甲種危険物取扱者、乙種危険物取扱者（4類）又は丙種危険物取扱者を指しますが、毎年約14万人の方がタンクローリーで移送（運搬）する際に必要とされる有資格者となっています。

前述の火災危険性をご理解いただき、有資格者が乗車したタンクローリーで安全に大量のガソリン等を運んでいただけるようお願いいたします。

なお、タンクローリーの運転者自身が危険物取扱者である場合は、必ずしも別に危険物取扱者を乗車させる必要はありません。

【石油ストーブ等の灯油がなくなってもガソリンを使用することは危険です】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。一方、灯油の引火点は 40°C 程度であり、火災危険性は高いもののガソリンほどではありません。

石油ストーブや石油ファンヒーター等は、あくまでも灯油を燃料として用いることを前提に作られているため、仮に灯油がなくなった場合でも、灯油の代わりにガソリンを給油すると火災が発生する危険性が非常に高く、しかも、石油ストーブ等は建物内で用いる場合が大半であることから、建物火災に発展する危険性が高いので、絶対に行わないようにしてください。